

第五十七条 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一〇十六 (略)</p> <p>十六の二 指定短期入所療養介護における室料相当額控除に係る施設基準</p> <p>当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設又は介護医療院が、第五十七号の二又は第六十八号の四の二に規定する施設基準に該当すること。</p> <p>十七〇十九の二 (略)</p> <p>十九の三 指定短期入所療養介護における療養環境減算に係る施設基準</p> <p>イ 療養環境減算(1)に係る施設基準</p> <p>介護医療院の療養室(介護医療院基準第五条第二項第一号に規定する療養室をいう。以下この号、第二十一号の二、第六十八号の二及び第六十八号の四の二において同じ。)に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、一・八メートル未満であること。(両側に療養室がある廊下の場合にあつては、内法による測定で、二・七メートル未満であること。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二〇五五十五 (略)</p> <p>五十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(i)、介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(i)又は介護保健施設サービス費(IV)の介護保健施設サービス費(i)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ユニット(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニ</p>	<p>一〇十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十七〇十九の二 (略)</p> <p>十九の三 指定短期入所療養介護における療養環境減算に係る施設基準</p> <p>イ 療養環境減算(1)に係る施設基準</p> <p>介護医療院の療養室(介護医療院基準第五条第二項第一号に規定する療養室をいう。以下この号、第二十一号の二及び第六十八号の二において同じ。)に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、一・八メートル未満であること。(両側に療養室がある廊下の場合にあつては、内法による測定で、二・七メートル未満であること。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二〇五五十五 (略)</p> <p>五十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護保健施設サービス費(1)の介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)、介護保健施設サービス費(II)の介護保健施設サービス費(i)、介護保健施設サービス費(III)の介護保健施設サービス費(i)又は介護保健施設サービス費(IV)の介護保健施設サービス費(i)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ユニット(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニ</p>

ットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいう。ロ、第五十七号の二及び第六十号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ロ、二 (略)

五十七 (略)

五十七の二 介護保健施設における室料相当額控除に係る施設基準

イ 算定日が属する計画期間(法第四十七條第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)の前の計画期間(算定日が計画期間の開始後四月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間)の最終年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多いこと。

ロ 介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が八以上であること。

五十八、六十八の四 (略)

六十八の四の二 介護医療院における室料相当額控除に係る施設基準

介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が八以上であること。

六十八の五、七十八 (略)

七十八の二 指定介護予防短期入所療養介護における室料相当額控除に係る施設基準

第十六号の二の規定を準用する。

七十九、八十七 (略)

ットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいう。ロ及び第六十号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入所者に対して行われるものであること。

ロ、二 (略)

五十七 (略)

(新設)

五十八、六十八の四 (略)

(新設)

六十八の五、七十八 (略)

(新設)

七十九、八十七 (略)